

宮古島市障害者計画プロポーザルに関する質問に対する回答一覧

質問 1	企画提案書や各種提出書類の提出部数について、実施要領の中に記載が見当たらないのですが、何部提出する必要がありますか。
	プロポーザルに関して企画書提出の部数を教えてください
	企画提案に係る書類の提出部数について、企画提案書、見積書、登記簿、納税証明書それぞれについてお示しいただきたいので宜しくお願いします。
回答 1	企画提案書、見積書は各 7 部。その他書類は各 1 部の提出をお願いします。
質問 2	実施要領の 7 提出書類の「④登記事項証明書又は登記簿謄本」及び「⑤納税証明書」については、写しでもよろしいでしょうか。
回答 2	有効期限内であれば写しでもかまいません。 但し、原本証明の為、会社員の押印をお願いします。（例：この写しは原本と相違ないことを証明する。）
質問 3	仕様書の 7 成果物の「（1）アンケート調査報告書」と「関係機関ヒアリング報告書」について、”紙媒体及び電子データ”となっているのですが、紙媒体としてはそれぞれ 1 部ということで考えて宜しいでしょうか。
	調査報告書、ヒアリング調査報告書の提出部数は何部ですか。
回答 3	各 1 部の提出をお願いします。
質問 4	仕様書の 5 業務内容の（1）の「ウ調査票の発送及び回収等」について、アンケート調査に係る郵送費は受託者側の対応ということで認識して宜しかったでしょうか。
回答 4	お見込みのとおりです。
質問 5	仕様書の 5 業務内容の（2）の「イ」の 1 行目に”設定区域ごとに”とあるのですが、障がい者計画（障がい福祉計画・障がい児計画）において、何らかの区域設定を検討しているのでしょうか。（同計画においては、特に区域の設定は必要ないと認識していますが、現計画でも区域設定はされているのでしょうか。
回答 5	5地区で設定を予定しております。（平良2地区/下地・上野/城辺/伊良部）
質問 6	仕様書の 5 業務内容の（2）の「ウ」の施策推進会議について、こういったメンバーを想定していますか。また、同推進協議会とは別に、行政内の幹事会の様な組織の設置・開催も予定していますか。
回答 6	宮古島市ホームページ・例規集より「宮古島市障害者施策推進会議規則」第 3 条の 2 をご確認ください。
質問 7	基礎調査実施における発達障害者のアンケート、ヒアリングについて ・相談支援事業所は何カ所ありますか？ 全事業所で行いますか。 ・アンケートは前回は実施していますか。
回答 7	・発達障害に関しては障害児を考えており、本市の指定障害児相談支援事業所は 6 箇所、障がい児通所支援事業所 特別支援学校 計10カ所程度を予定しています。 ・発達障害に関し、前回の計画ではアンケート等の調査は行っておりません。
質問 8	施策推進会議の他に実施予定の会議の回数を教えてください。 ・会議の種類と参加の必要性
回答 8	施策推進協議会を 3 回、事前打ち合わせを3回を想定しており、基本的会議には常時参加をお願いします。
質問 9	仕様書 5 業務内容、（1）基礎調査の実施、ア調査対象者 ・調査対象者のリストは貴市からご提供いただけるのでしょうか。又、ご提供に際し、データやラベル等どのような形式で頂けますでしょうか。 ・発達障害者について、別途アンケート・ヒアリングの想定事業所数及び人数について教えてください。
回答 9	・対象者のデータは提供を予定しており、たとえばエクセル形式での提供を考えております。 ・事業所等（10カ所）へのアンケート・ヒアリングを予定しています。

質問10	仕様書 5業務内容、(1)基礎調査の実施、ウ③調査票の発送及び回収 ・各調査対象者(アの調査対象及び発達障害者)の想定回収数(率)を教えてください。
回答10	75%以上の回収率を考えております。
質問11	仕様書 5業務内容、(1)基礎調査の実施、エ ヒアリング調査実施 ・関係団体ヒアリングを実施する、想定関係団体数を教えてください。
回答11	障がい者関係団体を含めた20カ所を予定しております。
質問12	第2次障がい者計画策定時のアンケート調査結果の概要をご提供頂くことは可能でしょうか。
回答12	前回分を参考にして頂くためにPDFにて配布します。
質問13	仕様書に掲載されているアンケート調査の対象数は、市在住のすべての障がい者と考えて良いでしょうか。
回答13	本市に登録されている全ての障害者を原則とします。